

別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成24年 第2号
受付日	平成24年 3月28日
送付日	平成24年 3月28日
答弁受理日	平成24年 4月10日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	小川 政人
所管部局	財政経営部

財政運営に対する諸課題や疑問点について

1. 財政調整基金について

財政調整基金を当初予算で取り崩しても、年度末決算では取り崩されずに、逆に前年度より財政調整基金が積み増しされた年度もあったと記憶するが、私の記憶違いでしょうか、お尋ねいたします。

また、当初予算の取り崩し額よりも年度末では取り崩し額が少なかった年が多かったと思いますが、間違いでしょうか、お尋ねいたします。

予算編成上の仕組みとして歳出(事業予算)は多めに見積もり、歳入は少なめに見積もるため予算編成上の手段として財政調整基金を取り崩して、その金額を歳入の仮置き数字として使われることもあると思いますが、間違いでしょうか、お尋ねいたします。

本市ではリーマンショック後の市税収入落ち込み分、約38億円の2倍の75億円を財政調整基金で積み増すことを目安にしていますが、実際は本市のリーマンショック

後の市税収入落ち込み分、約38億円の75%が交付税として、国から交付され減収額は9.5億円だったのではないですか、お尋ねいたします。

そうするとリーマンショック後の税収落ち込み分、2倍の19億円を財政調整基金に積み増す目標にしても良いことになり、リーマンショック前の目標額の36億円を目安にしても十分ではないですか、お尋ねいたします。

75億円を財政調整基金で積み増すことを目安とする根拠は薄いではありませんか、お尋ねいたします。

東日本大震災以後、大災害に備える為に基金を積み増すことも理解はするが、地方自治体間の大災害時の共助の仕組みを作り上げることが急務であると考えますがいかがお考えですか、お尋ねいたします。

とりあえず、四日市市として、被災自治体に目に見える災害支援をすることの方が、四日市市が大災害を受けた時に支援を受けることになると考えますがいかがお考えですか、お尋ねいたします。

2．地方自治法について

積立金を取り崩して繰入金として歳入に充てることや、前年度の剰余金を繰越金として歳入に充てることは、地方自治法に違反するものではないと、考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

23年度に市営の共同住宅の受信料の立て替え払いの、10年一括払いをしたことの方が、地方自治法に違反すると考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

3．起債（地方債）について

過去には、建設的な起債は世代間の負担の公平性を確保する役割もあり、起債は必要であると考えられていたが、少子高齢化の時代に現在若い人たちの負担は増えるばかりであり、全会計で2000億円近い債務があり、将来負担率も高い中で、起債

の利率や積立金の運用利率をにらみながら、積み立てをするよりも起債を増やさないことを優先させるべきと考えるが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

年度途中や年度末に収支状況を見て起債を減らすことができるというが、20年度、21年度、22年度、23年度に、臨時財政対策債以外に、事業費の減額以外で当初予算の起債を取りやめた例があったらお教え願いたい。

臨時財政対策債こそ年度途中で操作するのに適していると思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。